

【介護保険施設整備の手続きについて】

介護保険施設の整備に当たっては、介護保険法に基づき愛知県知事又は指定都市、中核市の長の指定を受ける必要がある（ただし、介護老人保健施設及び介護医療院は知事又は指定都市、中核市の長の開設許可）。

指定又は許可を受けるに当たり、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域ごとに必要整備目標数を決定し、圏域会議で整備枠の承認を受けるといふ、事前協議制を採用しており、この手続きは、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」に定められている。

1 事前協議の流れ

- (1) 各相談センター及び整備予定地の市町村へ事前相談票を提出
- (2) 各相談センターから整備予定の市町村へ、確認及び意見聴取
- (3) 圏域における調整（ワーキンググループ）
- (4) 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整
- (5) 圏域保健医療福祉推進会議の結果を事前相談票提出者に通知

2 手続きが必要な介護保険施設の種類

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 介護専用型特定施設入居者生活介護
- (5) 混合型特定施設入居者生活介護

※ 1 (1) (4) については、定員 30 名以上の施設が対象となる。

※ 2 (4) (5) については、

- ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム ③ 養護老人ホーム

のうち、介護保険法に基づく指定を受けて、日常生活上の世話、機能訓練などを提供するものをいう。

このうち、入居者が要介護者に限られているものが「介護専用型」、入居者が要介護者に限られていないものが「混合型」である。

※ 3 (5) について（「混合型」）は、入居者が要介護者に限られていないので、施設定員の 7 割を整備枠として設定する。